

「新とやま温暖化ストップ計画」の概要

(令和元年 8 月策定)

第 1 章 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

現行のとやま温暖化ストップ計画策定(2015年3月)後のパリ協定の締結・発効、国における地球温暖化対策計画の策定(2016年5月)及び気候変動適応法の公布(2018年6月)等の動向を踏まえ、県内の温室効果ガス排出対策(緩和策)及び気候変動適応策を総合的、計画的に推進するため、策定する。

(2) 計画の位置付け及び計画期間

- 地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)
 - 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画 気候変動適応法の施行(2018.12)を踏まえ、今回新たに位置付け
 - 富山県環境基本計画における地球温暖化対策の個別計画
- <計画期間> 策定後~2030年度

第 2 章 温室効果ガスの現況と将来推計

(1) 温室効果ガスの排出状況(2016年度速報)

最新の統計資料(都道府県別エネルギー消費統計 2016 暫定値(2018.12))を基に算出

- 2016年度の温室効果ガス排出量は1,257万 t-CO₂(基準年度(2013)比▲4.3%)
- 部門別の二酸化炭素排出量は、基準年度比 産業部門▲4.6%、民生家庭部門▲10.0%、民生業務部門▲2.4%、運輸部門▲0.6%
- 産業部門からの二酸化炭素排出量は本県全体の42.1%で全国(37.6%)より高め
- エネルギー消費量は着実な減少傾向、二酸化炭素排出量も近年は概ね減少傾向

(2) 温室効果ガスの将来推計(2030年度の現状趨勢ケース)

- エネルギー効率等の各種水準が現状のまま推移するとの想定での2030年度の温室効果ガス予測排出量は1,469万 t-CO₂で基準年度(2013)比+11.8%(2005年度比+21.3%)と推計される。(現状(2016)比+16.9%)

第 3 章 計画の目標

(1) 温室効果ガス削減目標

- ① 対象地域 富山県全域
- ② 対象物質 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素
- ③ 削減目標 2030年度に2013年度(基準年度)比▲30%*

※ 国の地球温暖化対策計画(2016.5)に即し、「長期エネルギー需給見通し(2015.7)」(エネルギーミックス)で示された電源構成の実現を前提としたもの。LNG火力、石炭火力、再生可能エネルギー、原子力等の発電比率の変化などにより、国のエネルギーミックスが改定された場合などにおいては、削減目標を見直すことになる。

2020年度時点では2005年度比▲8%

(2) 温室効果ガスの削減可能量

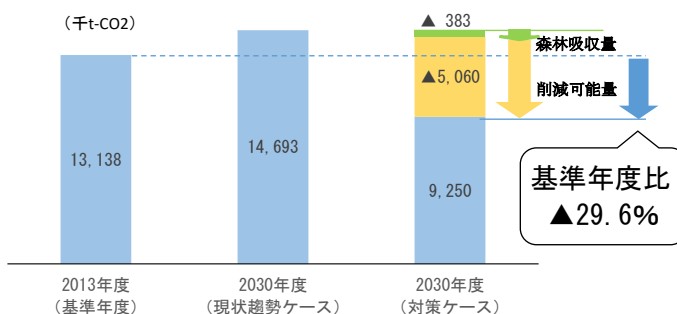
現状趨勢ケース 1,469万 t-CO₂

- 削減可能量* 506万 t-CO₂
- 森林吸収量 38万 t-CO₂
- = 925万 t-CO₂

(基準年度(2013)比 ▲29.6%)

➡削減目標(30%)は、この削減可能量を踏まえて設定

* 削減可能量は、県民、事業者及び行政の各主体が地球温暖化対策に積極的に取り組むことを前提とした値



第4章 温室効果ガス削減に向けた対策・施策（緩和策）

SDGsの視点にも配慮

「省エネルギーの推進」、「再生可能エネルギーの導入促進」、「森林吸収源対策の推進」の重点的な取り組みを中心に、各主体が地球温暖化対策を推進

1 省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の省エネ性能の向上や省エネ機器等の導入促進、省エネ行動の促進 ○ 工場・オフィス等の省エネ化の促進、省エネ設備の導入促進、環境マネジメントシステムの普及促進 ○ 次世代自動車の導入促進、公共交通機関の利用促進、エコドライブの実践促進
2 再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光、小水力、地熱、バイオマス等多様なエネルギーの導入促進 ○ 再生可能エネルギーに関する情報提供、技術開発の支援
3 森林吸収源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の整備・保全の推進、とやまの森を支える人づくりの推進 ○ 県産材の利用促進、県産材の安定供給体制の整備
4 低炭素型まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンパクトシティの構築、スマートコミュニティの形成、都市緑化の推進
5 循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物の3Rの推進、廃棄物適正処理の推進、フロン類の管理の適正化
6 分野横断的施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育・環境学習の推進、県民運動の展開、調査・研究の推進

第5章 気候変動がもたらす影響と適応策

SDGsの視点にも配慮

避けられない地球温暖化の影響による被害を防止・軽減するため、各分野での適応策を推進

農 林 水 産 業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高温でも品質低下の少ない水稻「富富富」の高品質安定生産等 ○ 適切な畜舎環境管理など生産技術の開発等 ○ 水質・底質調査による漁場環境の監視と、藻場造成技術の普及促進による漁場環境保全への貢献
水環境・水資源	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川、湖沼、海域における水質のモニタリング ○ 地下水の保全と適正利用・涵養の取組の推進 ○ 降雪の将来変化と地下水の合理的利用に関する研究
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な立山の植生・ライチョウ生息数のモニタリング ○ イノシシ、ニホンジカ等の個体数の適正な管理 ○ NPECと連携した人工衛星を活用した沿岸部の藻場調査
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の水位や土砂災害警戒情報等の迅速な提供 ○ 地域防災計画等を踏まえた県民参加による実践的な訓練の実施など地域防災力の強化等
健康	<ul style="list-style-type: none"> ○ 熱中症や感染症等に関する情報発信など広報媒体を活用した注意喚起の実施 ○ 感染症に係る危機管理体制・医療提供体制の確保
産業・経済活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気候リスク管理や適応ビジネスに関する先進事例等の紹介
県民生活	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動影響と適応に関する普及啓発 ○ 冬期の道路状況等に関する情報の発信

第6章 計画の推進と進捗管理

1 県民、事業者、行政の役割

県民、事業者、行政が役割を適切に分担するとともに、それぞれの立場において取り組みを実施

2 計画の推進体制

県は、国、市町村、地球温暖化防止活動推進センター、環境とやま県民会議等と連携し、施策を推進。気候変動影響や適応に関する情報収集等を行う地域気候変動適応センターを設置

3 計画の進捗管理

県内の温室効果ガス排出状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直し